

# 一般社団法人岩手県理学療法士会

## 令和8年度定時社員総会

開催日時 令和8年6月21日(日) 14:20~15:50

開催場所 アイーナいわて情報交流センター

出席者数 総社員 1,067 名中 出席社員 828 名

(出席 136 名 議決権行使書 341 名, 委任状 351 名)

出席理事 及川龍彦 佐藤英雄 武田浩二 三浦正徳 関 公輔 藤井祐輔 菊池賢汰  
佐藤晋樹 及川 哲 野中一成 小林太志 久野純治 澤口裕樹 藤岡 求

欠席監事 多田勇紀

佐藤一浩

### 議長選任

14時20分に関公輔理事が開会を宣言し、菊池賢汰理事より本日の社員総会は定款所定数を満たしたので有効に成立した旨が述べられた。また第7号議案「定款(変更案)」承認の件には正会員における3分の2以上の議決が必要であるが、出席状況からこの要件も満たしているため、第7号議案も成立する旨が説明された。続いて、本会定款に従い、議長として代表理事 及川龍彦氏 が選任された。

議長より挨拶の後、議事録署名人ならびに書記の立候補について意見が求められ、立候補者なく、議長は次の者をそれぞれ指名した。

議事録署名人 小澤 斉 氏(岩手県立中央病院)

同 片岡 晃太 氏(盛岡つなぎ温泉病院)

書記 金野 智志 氏(東八幡平病院)

同 高橋 良空 氏(荻野病院)

第1号議案「令和7年度事業報告」承認の件

第2号議案「令和7年度収支決算」承認の件

第3号議案「令和7年度監査報告」承認の件

議長より、令和7年度事業報告、令和7年度収支決算、令和7年度監査報告については一括審議とする旨が宣言され、その内容について執行部より説明するよう述べられた。これに対し、関公輔理事より令和7年度事業総括、各担当理事より事業報告がなされた。続いて、菊池賢汰理事より令和7年度収支決算について説明がなされた。令和7年度監査報告につ

いては、公務による監事欠席のため、菊池賢汰理事より決裁書類及び事業書類を精査した結果、会計処理手続ならびに書類等が正確である旨が代読された。

議長より、本議案について質問・意見が求められたが特になく、賛成 828、反対 0 で賛成多数をもって承認された。

#### 第 4 号議案「退任に伴う残任期間の監事」承認の件

議長より、本議案提出の経緯として、現職監事である佐藤一浩氏より一身上の都合により退任の意向が示されたことから、次期改選までの残任期間において監事を選出する必要がある旨が説明された。続いて選挙管理委員より「退任に伴う残任期間の監事」選出に際し、一般社団法人岩手県理学療法士会定款第 13 条ならびに第 14 条、選挙規定に基づき本年 5 月 7 日に立候補の受付を開始し、5 月 22 日に届出を締め切った旨が説明された。結果、定員 1 名のところ赤坂康志氏が立候補し、無投票当選となる旨が説明された。

議長より、選挙管理委員より説明があった監事候補者について承認手続をとる旨が説明され、結果、賛成 828、反対 0 で賛成多数をもって承認された。なお、赤坂氏の任期については、次期改選までとなる旨が補足された。

#### 第 5 号議案「令和 8・9 年度選挙管理委員」承認の件

議長より、令和 8・9 年度選挙管理委員について立候補が求められたが立候補者なく、執行部より次の者が推薦された。

選挙管理委員 藤原 圭一氏（有限会社ブライトステージ）

同 城内 勇樹氏（八角医院）

同 佐々木成大氏（老人保健施設さわなり苑）

議長より、本議案について質問・意見が求められたが特になく、賛成 828、反対 0 で賛成多数をもって承認された。

#### 第 6 号議案「規定（変更案）」承認の件

議長より、本議案の提出内容について執行部より説明するよう述べられた。武田浩二副会長より、変更点について下記の通り説明された。（下線部が変更箇所）

## 1, 会費規定

### ○変更前

第6条 以下に該当する者については、会費を減免する。

- (1) 育児休暇中の正会員は、当該時の育児休業に関して1回限り、年会費を3,000円とする。尚、多児で育児休業期間が同一の場合の減免は1回とする。
- (2) 名誉会員は、会費を免除する。
- (3) 大規模災害等で被災した会員は、理事会の承認を得て会費を免除する。

第9条 この規定に定めのない事項については、事務局長の定めるところによる。

- 附則 1 この規定は、一般社団法人岩手県理学療法士会の設立登記の日（平成26年4月1日）から施行する。
- 2 この規定は、令和元年5月18日から施行する。

### ○変更後

第6条 以下に該当する者については、会費を減免する。

- (1) 育児休暇中の正会員は、当該時の育児休業に関して1回限り、年会費を3,000円とする。尚、多児で育児休業期間が同一の場合の減免は1回とする。
- (2) 60歳に達した正会員は、翌年度以降の年会費を9,000円とする。
- ~~(3)~~ 名誉会員は、会費を免除する。
- ~~(4)~~ 大規模災害等で被災した会員は、理事会の承認を得て会費を免除する。

第9条 この規定に定めのない事項については、事務部長の定めるところによる。

- 附則 1 この規定は、一般社団法人岩手県理学療法士会の設立登記の日（平成26年4月1日）から施行する。
- 2 この規定は、令和元年5月18日から施行する。
- 3 この規定は、令和8年6月21日から施行する。

## 2, 役員報酬支払規定

### ○変更前

第5条 この規定に定めのない事項については、事務局長の定めるところによる。

○変更後

第5条 この規定に定めのない事項については、事務部長の定めるところによる。

議長より、本議案について質問・意見が求められたが特になく、賛成 827、反対 1 で賛成多数をもって承認された。

第7号議案「定款（変更案）」承認の件

議長より、本議案の提出内容について執行部より説明するよう述べられた。佐藤英雄副会長より、変更点について下記の通り説明された。（下線部が変更箇所）

○変更前

第8条 正会員は、社員総会において別に定める額の会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、社員総会において別に定める額の賛助会費を納入しなければならない。

第10条 正会員及び賛助会員は、理事会の決議を経て定める退会届を会長に提出して、いつでも退会することができる。

第13条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 14名以上17名以内
- (2) 監事 2名
- 2 理事の内、1名を会長、3名以内を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団・財団法人上の代表理事とする。

附則 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第21条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 本会の最初の会長は、次のとおりとする。

櫻 田 義 樹

- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める特例民法法人の解散登記と一般社団法人の設立登記を行なったときは、第56条の定めにかかわらず、解散登記の日の前日を事業年度の末日とし、設

立登記の日を事業年度の開始日とする。

- 4 この定款は平成27年3月14日から施行する。
- 5 この定款は令和元年5月18日から施行する。

○変更後

第8条 正会員は、社員総会において別に定める額の会費を納入しなければならない。

- 2 協賛会員は、社員総会において別に定める額の賛助会費を納入しなければならない。

第10条 正会員及び協賛会員は、理事会の決議を経て定める退会届を会長に提出して、いつでも退会することができる。

第13条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 14名以上23名以内
- (2) 監事 2名
- 2 理事の内、1名を会長、3名以内を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団・財団法人上の代表理事とする。

附則 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第21条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 本会の最初の会長は、次のとおりとする。

櫻田義樹

- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める特例民法法人の解散登記と一般社団法人の設立登記を行なったときは、第56条の定めにかかわらず、解散登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款は平成27年3月14日から施行する。
- 5 この定款は令和元年5月18日から施行する。
- 6 この定款は令和8年6月21日から施行する。

議長より、本議案について質問・意見が求められたが特になく、承認手続がとられた。結果、賛成 827、反対 0 であり全会員数 1,064 名に対して 3 分の 2 となる 712 名を超えているため、承認された。

#### 報告事項

##### ○令和 8 年度事業計画・収支予算案

各担当理事より、令和 8 年度事業計画について説明された。次に菊池事務部長より、令和 8 年度収支予算案について説明された。

##### ○各種報告・関連団体動向報告

及川龍彦代表理事より、今年度は支部説明会を計画していることから、可能な限り日程調整の上、参加いただきたい旨が説明された。続いて、日本理学療法士協会、東北ブロック協議会、岩手県リハビリテーション専門職協議会の動向について説明された。

#### 質疑応答

特になし

以上をもって全ての審議が終了し、15時50分に三浦正徳理事が閉会を宣言した。

上記の議決を明確にするため、書記 金野智志ならびに高橋良空が議事録を作成し、議長ならびに議事録署名人はこれに記名押印する。